【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第11期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e Guarantee, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江 藤 公 則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03 - 5447 - 3577(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 唐 津 秀 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03 - 5447 - 3577(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 唐 津 秀 夫

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店

(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)

イー・ギャランティ株式会社 九州支店

(福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号)

イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店

(名古屋市西区牛島町六番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注)上記のイー・ギャランティ株式会社九州支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | | 第10期 第 3 四半期連結 累計期間 | 第11期 第 3 四半期連結 累計期間 | 第10期 第 3 四半期連結 会計期間 | 第11期 第 3 四半期連結 会計期間 | 第10期 |
|-----------------------------------|------|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日 | 至 平成22年 | 自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日 | 自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日 | 自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日 |
| 売上高 | (千円) | 2,339,767 | 2,446,064 | 808,171 | 827,204 | 3,156,996 |
| 経常利益 | (千円) | 418,873 | 605,484 | 133,211 | 214,552 | 619,306 |
| 四半期(当期)純利益 | (千円) | 230,779 | 327,444 | 71,321 | 113,516 | 342,348 |
| 純資産額 | (千円) | | | 2,595,065 | 3,015,249 | 2,713,819 |
| 総資産額 | (千円) | | | 4,578,470 | 5,112,889 | 4,849,758 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | | | 102,011.28 | 120,742.48 | 107,533.98 |
| 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 | (円) | 11,424.64 | 16,208.50 | 3,530.68 | 5,619.07 | 16,947.46 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 | (円) | 11,304.53 | 16,082.96 | 3,491.74 | 5,581.91 | 16,764.96 |
| 自己資本比率 | (%) | | | 45.0 | 47.7 | 44.8 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 259,464 | 314,126 | | | 481,097 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 847,003 | 178,358 | | | 949,476 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 94,467 | 60,946 | | | 94,165 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (千円) | | | 1,721,556 | 1,915,235 | 1,840,413 |
| 従業員数 | (名) | | | 86 | 90 | 83 |

⁽注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

| 平成22年12 | H 21 | 口珀左 |
|--------------|------|-----|
| + hv // = 1/ | H.31 | 口切什 |

| 従業員数(名) | 90 |
|---------|----|
|---------|----|

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を 含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

| 従業員数(名) | 90 |
|---------|----|
| 化未良奴(口) | 90 |

(注) 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

- (1) 生産実績該当事項はありません。
- (2) 受注実績 該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を商品別に示すと、次のとおりであります。

| 商品別 | サービス名 | | 金額 (千円) | 前年同期比(%) |
|--------------|-------|---------|---------|----------|
| | 与长伊≕ | 売上高課金方式 | 135,198 | 96.6 |
| | 包括保証 | 限度額課金方式 | 508,678 | 107.0 |
| 事業法人向け保証サービス | 個別保証 | | 171,033 | 101.0 |
| | | 小計 | 814,910 | 103.8 |
| 金融法人向け保証サービス | - | | 12,294 | 52.7 |
| 合計 | - | | 827,204 | 102.4 |

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社の報告セグメントは「信用保証事業」のみですが、上記ではより詳細に商品別に記載しております。なお、 当該商品別の区分は前年同期から変更ありません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについては、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が 判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界経済の減速や国内各種経済対策の息切れ等により足踏状態に入りました。一方、平成22年12月の法的整理による企業倒産件数は949件(帝国データバンク調べ)と、金融円滑化法や信用保証協会の緊急保証制度等の政策効果もあり16ヵ月連続で前年同月を下回っております。しかしながら、平成22年12月の内閣府月例経済報告では、倒産件数についての判断が「緩やかな増加傾向にある」と変更されるなど、変調の兆しも出てきています。

このような環境下、信用リスク保証サービスは堅調に推移し、保証残高は着実に増加しております。お客様の販売拡大に伴う債権保全ニーズにお応えすると共に、引き続きリスク移転手法の多様化を図り、適正な利益水準の確保に努めました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における業績は、売上高827,204千円(前年同期比2.4%増加)、営業利益211,697千円(前年同期比62.9%増加)、経常利益214,552千円(前年同期比61.1%増加)、四半

期純利益113,516千円(前年同期比59.2%増加)となりました。

商品別の業績は次のとおりであります。

事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにつきましては、引き続き、お客様が抱える取引拡大ニーズや与信管理コスト削減ニーズなどにきめ細かく対応する提案を行なうことで、大企業や中堅企業向けの販売拡大に注力いたしました。とりわけ、新規顧客を中心に与信管理に関するリスクコンサルティングを行ない、顧客の個別ニーズに対応する保証サービスの販売を図る一方、中堅・中小企業へは金融機関と提携した手形買取サービスを提供するなど、顧客層の拡大に注力いたしました。

また、販売チャネルとの緊密な連携に基づく営業活動を行うと共に、全国各地で新規顧客の開拓や販路拡大に向けた施策を着実に実行してまいりました。

以上の結果、当該サービスに係る売上高は、814,910千円(前年同期比3.8%増加)となりました。

金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにつきましては、引き続き様々な金融機関や事業会社の金融子会社などへ積極的な営業活動を行ない、顧客基盤の拡充に努めましたが、前年度のような大口契約が無かったため、当該サービスに係る売上高は、12,294千円(前年同期比47.3%減少)となりました。

(2)財政状態の分析

資産の部

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて5.4%増加し、5,112,889千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて6.9%増加し、4,331,036千円となりました。これは、現金及び 預金が224,821千円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて2.1%減少し、781,852千円となりました。これは、無形固定資産が30.197千円減少したことなどによります。

負債の部

負債合計は、前連結会計年度末に比べて1.8%減少し、2,097,639千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて2.3%減少し、2,037,093千円となりました。これは、前受金が53,807千円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて17.2%増加し、60,546千円となりました。これは、役員退職慰労引当金が9,830千円増加したことなどによります。

純資産の部

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて11.1%増加し、3,015,249千円となりました。これは、利益 剰余金が266,838千円増加したことなどによります。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第2四半期連結会計期間末と比べ246,402千円増加し、1,915,235千円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、250,116千円(前年同期比148.4%)となりました。主な増加要因は、 税金等調整前四半期純利益214,552千円、前払費用の減少額95,546千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、3,303千円(前年同期比0.4%)となりました。主な減少要因は、有形

固定資産の取得に伴う支出2,834千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は、410千円(前年同期は124,960千円の増加)となりました。主な減少要因は、リース債務の返済による支出310千円等であります。

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べ74,821千円増加し、1,915,235千円となりました。

当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、314,126千円(前年同期比121.1%)となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益604,441千円及び保証履行引当金の増加額63,629千円等であります。一方、主な減少要因は、法人税等の支払額290,982千円、前払費用の増加額56,174千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、178,358千円(前年同期比21.1%)となりました。主な減少要因は 定期預金増加額150,000千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は、60,946千円(前年同期は94,467千円の増加)となりました。主な減少要因は、配当金の支払額60,023千円等であります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

(6)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

米国経済に対する悲観論後退や新興国・資源国の成長継続により、年明け後の企業景況感は改善傾向にあり、景気は足踏み状態から脱却するとの期待感が高まっています。しかしながら、信用保証協会の緊急保証制度は平成23年3月末終了が予定されるなど、中小企業を取り巻く環境は先行き不透明な状況にあると思われます。

こうした見通しのもと、当社グループといたしましては、引き続きリスクに見合った保証料を設定し、新規顧客の拡大に取り組みます。新たな販路の開拓や既存取引先との取引拡大で生じるリスクヘッジのニーズに応える一方、顧客企業が抱えるリスクマネジメント面の課題に対するコンサルティングサービスを強化することで、個々のニーズに応じた当社保証サービスの提案を行なってまいります。

引き続き、多様なリスク移転手法を駆使し、一層多様かつ幅広いリスクを引き受けることにより、収益の拡大に努めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 39,200 |
| 計 | 39,200 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成23年 2 月10日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---|-----------------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 普通株式 | 20,202 | 20,202 | 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) | 当社は単元株式数を定めておりません。 |
| 計 | 20,202 | 20,202 | | |

⁽注)大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所へラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年10月31日臨時株主総会決議

| | 第3四半期会計期間末現在 |
|--|------------------------------|
| | (平成22年12月31日) |
| 新株予約権の数(個) | 528 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 528 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 180,000(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年11月1日~平成26年10月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 180,000 資本組入額 90,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注)1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割・株式併合の比率

四半期報告書

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを 得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行 使の付与株式数を調整することができる。

2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の 端数は切り上げるものとする。

1 調整後払込金額 = 調整前払込金額 株式分割・株式併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使に伴うものを除く)を 行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げ るものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除 した数をいうものとする。

> 新規発行株式数又は × 1株当たり払込金額又は 処分する自己株式数 × 1株当たり処分金額 既発行株式数+ 調整前払込金額 ×

調整後 調整前 払込金額 払込金額

既発行株式数 + 新規発行株式数 又は 処分する自己株式数

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はそ の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1)新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、 監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁 を受けた場合を除く)

定年により、従業員が退職する場合

任期途中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制 裁を受けた場合を除く)

- (2)新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3)1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新 株予約権の個数は、当初割当個数の1/2(役員は1/3)を上限とする。なお、所定の割当個数が 10個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただ し、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。 平成22年11月1日から平成23年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただ し、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株 予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただ し、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただ し、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株 予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

四半期報告書

(4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成19年9月25日開催の取締役会決議

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|--|-------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 190 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 190 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 186,000(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年 6 月30日 ~ 平成26年 6 月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 186,000 資本組入額 93,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 |

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 株式分割・株式併合の比率

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の 調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1)新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もし くは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

任期途中で、取締役を退任した場合

- (2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の金額 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の 数を乗じて得られる金額とする。
- (4)新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5)譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

平成19年9月25日開催の取締役会決議

| | 第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|--|---------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 30 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 30(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 186,000(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年6月30日~平成25年6月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 186,000 資本組入額 93,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × <u>株式分割・株式併合の比率</u> 株式分割・株式併合の比率

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数又は 1株当たり払込金額又は 処分する自己株式数 × 1株当たり処分金額 調整前払込金額

調 整 後 ₌ 調 整 前 払込金額 払込金額

既発行株式数+新規発行株式数 又は 処分する自己株式数

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1)新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社 及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合は この限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

定年により、従業員が退職する場合

任期途中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制 裁を受けた場合を除く)

- (2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の金額 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の 数を乗じて得られる金額とする。
- (4)新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5)譲渡による新株予約権の取得の制限

各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(6)その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

平成20年10月16日開催の取締役会決議

| | 第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|--|---------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 200 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 200 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 136,353(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年10月17日~平成27年10月16日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 136,353 資本組入額 68,177 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 |

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>株式分割・株式併合の比率</u>

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数又は
処分する自己株式数 ×
調整後
行使価額行使価額
※新規発行株式数又は
処分する自己株式数 ×
1株当たり時価調整後
行使価額調整前
行使価額大
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1)新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役も しくは従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役または監査役を退任する場合

取締役または監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

任期途中で、取締役を退任した場合

- (2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記(2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (4)新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5)譲渡による新株予約権の取得の制限

各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

平成22年3月30日開催の取締役会決議

| | 第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|--|---------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 200 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 200 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 275,869(注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成25年4月15日~平成30年4月14日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 275,869 資本組入額 137,935 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割・株式併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後
行使価額=
調整節
行使価額無限発行株式数 × 1株当たり処分金額
処分する自己株式数 × 1株当たり時価
1株当たり時価
医発行株式数 + 新株発行株式数 又は 処分する自己株式数

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する 普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1)新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは 従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役または監査役を退任する場合

取締役または監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

任期途中で、取締役を退任した場合

- (2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4)新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5)譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成22年10月 1 日 ~ 平成22年12月31日 | | 20,202 | | 1,048,755 | | 458,755 |

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

| | | | <u> </u> |
|--------|--------|----------|----------|
| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
| 無議決権株式 | | | |

| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
|----------------|-------------|--------|-------------------------------|
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 20,202 | 20,202 | 権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式 |
| 単元未満株式 | | | |
| 発行済株式総数 | 20,202 | | |
| 総株主の議決権 | | 20,202 | |

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------|--------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | 269,100 | 246,000 | 216,400 | 205,000 | 200,000 | 199,300 | 200,100 | 217,900 | 216,100 |
| 最低(円) | 226,000 | 199,000 | 195,000 | 187,000 | 185,000 | 190,000 | 187,000 | 191,000 | 202,800 |

⁽注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動は、次の通りであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

| 新役名及び職名 旧役名及 | | 及び職名 | 氏名 | 異動年月日 | |
|--------------|----------------------------|------|-------------------------|-------|-----------|
| 取締役 | 執行役員 業務企画部管掌 | 取締役 | 執行役員 管理(経営管理 部)管掌 | 馬場 豊吉 | 平成22年7月1日 |
| 取締役 | 執行役員 経営管理部管掌 兼経営管理部長 | 取締役 | 執行役員 経営管理部長 | 唐津 秀夫 | 平成22年7月1日 |

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

| | 当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|------------|--------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 3,915,235 | 3,690,413 |
| 売掛金 | 11,222 | 17,450 |
| 前払費用 | 1 338,952 | 1 282,777 |
| 繰延税金資産 | 49,311 | 49,311 |
| 未収入金 | 4,634 | 7,568 |
| その他 | 11,679 | 3,535 |
| 流動資産合計 | 4,331,036 | 4,051,057 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 49,266 | 2 40,303 |
| 無形固定資産 | 165,969 | 196,167 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 496,166 | 494,865 |
| その他 | 70,450 | 67,365 |
| 投資その他の資産合計 | 566,617 | 562,230 |
| 固定資産合計 | 781,852 | 798,700 |
| 資産合計 | 5,112,889 | 4,849,758 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 金柱買 | 22,482 | 70,834 |
| 未払法人税等 | 124,819 | 159,102 |
| 保証履行引当金 | 93,576 | 29,946 |
| 賞与引当金 | 45,195 | 40,322 |
| 前受金 | ₃ 1,654,158 | 1,707,965 |
| その他 | 96,861 | 76,092 |
| 流動負債合計 | 2,037,093 | 2,084,265 |
| 固定負債 | | |
| 役員退職慰労引当金 | 56,317 | 46,486 |
| その他 | 4,228 | 5,186 |
| 固定負債合計 | 60,546 | 51,672 |
| 負債合計 | 2,097,639 | 2,135,938 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,048,755 | 1,048,755 |
| 資本剰余金 | 458,755 | 458,755 |
| 利益剰余金 | 931,729 | 664,891 |
| 株主資本合計 | 2,439,239 | 2,172,401 |
| 新株予約権 | 45,653 | 29,453 |
| 少数株主持分 | 530,356 | 511,964 |
| 純資産合計 | 3,015,249 | 2,713,819 |
| 負債純資産合計 | 5,112,889 | 4,849,758 |

(2)【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

| | 前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) |
|---------------------|--|--|
| | 2,339,767 | 2,446,064 |
| 売上原価 | 1,204,087 | 1,019,766 |
| 売上総利益 | 1,135,679 | 1,426,298 |
| 販売費及び一般管理費 | 725,064 | 830,246 |
| 営業利益 | 410,615 | 596,052 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 8,456 | 9,598 |
| 営業外収益合計 | 8,456 | 9,598 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 198 | 165 |
| 営業外費用合計 | 198 | 165 |
| 経常利益 | 418,873 | 605,484 |
| 特別損失 | | |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | | 1,042 |
| 特別損失合計 | - | 1,042 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 418,873 | 604,441 |
| 法人税等 | 188,118 | 258,605 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | | 345,835 |
| 少数株主利益又は少数株主損失() | 23 | 18,391 |
| 四半期純利益 | 230,779 | 327,444 |

【第3四半期連結会計期間】

| | 前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) |
|-----------------|---|---|
| 売上高 | 808,171 | 827,204 |
| 売上原価 | 432,044 | 328,509 |
| 売上総利益 | 376,126 | 498,695 |
| 販売費及び一般管理費 | 246,208 | 286,997 |
| 営業利益 | 129,918 | 211,697 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 3,356 | 2,907 |
| 営業外収益合計 | 3,356 | 2,907 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 63 | 52 |
| 営業外費用合計 | 63 | 52 |
| 経常利益 | 133,211 | 214,552 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 133,211 | 214,552 |
| 法人税等 | 60,727 | 89,076 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | | 125,475 |
| 少数株主利益 | 1,162 | 11,959 |
| 四半期純利益 | 71,321 | 113,516 |
| | | |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

| | 前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) |
|---------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 418,873 | 604,441 |
| 減価償却費 | 11,369 | 45,377 |
| 株式報酬費用 | 8,181 | 16,200 |
| 保証履行引当金の増減額(は減少) | 16,875 | 63,629 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 15,786 | 4,872 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(は減少) | 9,175 | 9,830 |
| 受取利息 | 8,456 | 9,598 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 1,042 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 3,764 | 6,227 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 18,895 | 48,351 |
| 前払費用の増減額(は増加) | 55,305 | 56,174 |
| 未収入金の増減額(は増加) | 56,395 | 2,934 |
| 前受金の増減額(は減少) | 29,691 | 53,807 |
| その他 | 12,338 | 10,564 |
| 小計 | 549,711 | 597,189 |
| 利息の受取額 | 5,589 | 8,085 |
| 利息の支払額 | 198 | 165 |
| 法人税等の支払額 | 295,637 | 290,982 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 259,464 | 314,126 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の増減額(は増加) | 650,000 | 150,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 6,201 | 36,745 |
| 有形固定資産の売却による収入 | - | 14,898 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 187,995 | 932 |
| 敷金の差入による支出 | 2,807 | 5,579 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 847,003 | 178,358 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 少数株主からの払込みによる収入 | 125,000 | - |
| リース債務の返済による支出 | 890 | 923 |
| ストックオプションの行使による収入 | 360 | - |
| 配当金の支払額 | 30,002 | 60,023 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 94,467 | 60,946 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 493,070 | 74,821 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 2,214,627 | 1,840,413 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 1,721,556 | 1,915,235 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | 当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日) |
|----------------|---|
| 会計処理基準に関する事項の変 | 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 |
| 更 | 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計 |
| | 基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用 |
| | 指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しておりま |
| | ु वे, |
| | これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。 |

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

| | 当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日) |
|-------------|--|
| 繰延税金資産の算定方法 | 当社の繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| | 当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日) |
|---------|---|
| 税金費用の計算 | 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|--|--|
| 1 前払費用 主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。 | 1 前払費用 同左 |
| 2 有形固定資産の減価償却累計額 42,372千円 | 2 有形固定資産の減価償却累計額 42,998千円 |
| 3 前受金 当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当 額であります。 | 3 前受金 同左 |
| 4 偶発債務 保証債務 119,689,840千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証 の引受を行なっており、上記保証残高は、当社が提供し ている保証枠の金額を記載しております。なお、これに 係る保証債務のうち110,428,760千円については、金融 機関等による保険及び保証によって補填されておりま す。 | 4 偶発債務 保証債務 99,864,690千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証 の引受を行なっており、上記保証残高は、当社が提供し ている保証枠の金額を記載しております。なお、これに 係る保証債務のうち91,727,890千円については、金融機 関等による保険及び保証によって補填されております。 |

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

| 前第 3 四半期連結累計期間 | 当第 3 四半期連結累計期間 |
|----------------------|----------------------|
| (自 平成21年 4 月 1 日 | (自 平成22年 4 月 1 日 |
| 至 平成21年12月31日) | 至 平成22年12月31日) |
| 販売費及び一般管理費の主なもの | 販管費及び一般管理費の主なもの |
| 給与手当 260,145千円 | 給与手当 272,951千円 |
| 賞与引当金繰入額 33,497千円 | 賞与引当金繰入額 44,856千円 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 9,175千円 | 役員退職慰労引当金繰入額 9,830千円 |

第3四半期連結会計期間

| 前第 3 四半期連結会計期間 | 当第 3 四半期連結会計期間 |
|----------------------|----------------------|
| (自 平成21年10月 1 日 | (自 平成22年10月 1 日 |
| 至 平成21年12月31日) | 至 平成22年12月31日) |
| 販売費及び一般管理費の主なもの | 販売費及び一般管理費の主なもの |
| 給与手当 84,978千円 | 給与手当 91,122千円 |
| 賞与引当金繰入額 12,438千円 | 賞与引当金繰入額 20,245千円 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 3,129千円 | 役員退職慰労引当金繰入額 3,350千円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) | - |
|---|---|--|
| 現金及び現金同等物の当第3四半期連結 残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記 る科目の金額との関係(平成21年12月31日 | 記されてい 残高と当第3四半期連結貸借対照表 | に掲記されてい |
| 預入期間が3か月超の定期預金1,75 | 71,556千円 現金及び預金 50,000 # 預入期間が3か月超の定期預金 現金及び現金同等物 | 3,915,235千円 2,000,000 // 1,915,235千円 |

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当第3四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 20,202 |

2 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

| 新株予約権の | | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当第3四半期 | |
|--------|-----------------------------|--------------------|--------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------|
| 区分 | 新株予約権の内訳 | | 前連結会計 年度末 | 当四半期連 結累計期間 増加 | 当四半期連 結累計期間 減少 | 当四半期連 結会計期間 末 | 連結会計期間 |
| 提出会社 | ストック・オプ ションとしての 新株予約権 | | | | | | 45,653 |
| | 合計 | | | | | | 45,653 |

⁽注) 当第3四半期連結会計期間末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間が到来していない新株予約権 の残高は17,482千円であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1 株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|------------------|--------------|--------------|-------|
| 平成22年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 60,606 | 3,000 | 平成22年 3 月31日 | 平成22年 6 月23日 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の 効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの 該当事項はありません。 (セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

当社及び連結子会社の事業は、信用保証事業ならびにこれらの付帯業務の単一事業であります。従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

当社及び連結子会社の事業は、信用保証事業ならびにこれらの付帯業務の単一事業であります。従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日) 在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 海外売上高がないため、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日) 海外売上高がないため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

当社グループは報告セグメントが信用保証事業のみであるため、記載は省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指 針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

EDINET提出書類 イー・ギャランティ株式会社(E05665) 四半期報告書

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 5,400千円

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第3四半期連結会計期間末 | 前連結会計年度末 |
|---------------|--------------|
| (平成22年12月31日) | (平成22年3月31日) |
| 120,742.48円 | 107,533.98円 |

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

| 前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日) | | 当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日) | |
|--|----------------|--|-----------|
| 1 株当たり四半期純利益金額 | 11,424.64 円 | 1 株当たり四半期純利益金額 | 16,208.50 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 11,304.53 | 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 | 16,082.96 |

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

| 項目 | 前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) |
|---|--|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円) | 230,779 | 327,444 |
| 普通株式に係る四半期純利益(千円) | 230,779 | 327,444 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円) | | |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 20,200 | 20,202 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円) | | |
| 四半期純利益調整額(千円) | | |
| 普通株式増加数(株) | 215 | 157 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式に ついて前連結会計年度末から重要な変動がある場合の 概要 | | 平成22年3月30日開催の取締役会決議による新株予約権 権なお、概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況」 (2)新株予約権等の状況」 |

第3四半期連結会計期間

| 前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) | | 当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日) | |
|---|---------------|---|---------------|
| 1 株当たり四半期純利益金額 | 3,530.68 円 | 1 株当たり四半期純利益金額 | 5,619.07 円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 3,491.74 | 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 | 5,581.91 円 |

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

| 項目 | 前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) |
|---|---|--|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円) | 71,321 | 113,516 |
| 普通株式に係る四半期純利益(千円) | 71,321 | 113,516 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円) | | |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 20,200 | 20,202 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円) | | |
| 四半期純利益調整額(千円) | | |
| 普通株式増加数(株) | 225 | 134 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要 | | 平成22年3月30日開催の取締役会決議による新株予約権 をお、概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、 (2)新株予約権等の状況」 に記載の通りであります。 |

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

1.株式分割

当社は、平成23年1月28日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割について決議いたしました。

(1)株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の流動性を高めると共に、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、投資家層のさらなる拡大を目的とするものであります。

また、平成19年11月27日に単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として、全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1となります。

(2)株式分割の概要

分割の方法

平成23年3月31日(木曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、200株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

平成23年2月10日現在の発行済株式総数を基準として計算すると次のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数 20,202株

今回の分割により増加する株式数 4,020,198株

株式分割後の当社発行済株式総数 4,040,400株

なお、上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

分割の日程

基準日の公告日 平成23年3月16日(水曜日)

基準日 平成23年3月31日(木曜日)

効力発生日 平成23年4月1日(金曜日)

(3)その他

当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報、及び当連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下の通りとなっております。

(1株当たり純資産額)

| 当第3四半期連結会計期間末 | 前連結会計年度末 |
|---------------|--------------|
| (平成22年12月31日) | (平成22年3月31日) |
| 603.71円 | 537.67円 |

(1株当たり四半期純利益等)

第3四半期連結累計期間

| 前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日) | | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) | |
|--|--------|--|--------|
| 1 株当たり四半期純利益金額 | 57.12円 | 1 株当たり四半期純利益金額 | 81.04円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 56.52円 | 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 80.41円 |

第3四半期連結会計期間

| 前第 3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日) | | 当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日) | |
|---|--------|---|--------|
| 1 株当たり四半期純利益金額 | 17.65円 | 1 株当たり四半期純利益金額 | 28.10円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 17.45円 | 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 27.91円 |

2. 取締役に対するストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は、平成23年1月28日開催の取締役会において、下記のとおり会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づきストック・オプションの実施等を目的として、新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、当社取締役に対するストック・オプションの発行は、平成20年6月24日開催の第8回定時株主総会において「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」として承認された新株予約権の個数、内容および金額の総額の範囲内で行うものです。

(1)新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役(社外取締役を除く) 4名

(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 200株

(3)新株予約権の総数

200個

(4)新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(5)新株予約権の割当日

平成23年 2 月14日

(6)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前日の各月(取引が成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.2を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

(7)新株予約権を行使することができる期間

平成25年2月14日から平成33年2月13日までとする。

(8)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- i. 任期満了により、取締役または監査役を退任する場合
- . 取締役または監査役を解任された場合(ただし、当社就業規則により懲戒解雇または諭旨 退職の制裁を受けた場合を除く)
 - . 任期途中で、取締役を退任した場合

新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

イー・ギャランティ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 勝又三郎 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 服部一利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

イー・ギャランティ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 勝又三郎 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 服部一利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。